

覚せい剤密輸事件の無罪事例

刑事弁護委員会委員 伊藤 荘二郎 (63期)

本件は、私の所属する北千住パブリック法律事務所の大塚博喜弁護士(57期)が被疑者国選で受任した事件であり、私は2人目の国選弁護人として複数選任されて、この事件に取り組むことになった。

1 事案の概要

シンガポール国籍の女性Aさん(40代)が、2011年8月下旬にクアラルンプール発の飛行機で羽田空港に到着し、税関で手荷物検査を受けた際に、所持していたリュックサックの背板部分から覚せい剤約494グラムが発見された。

Aさんは、覚せい剤取締法違反(営利目的密輸)、関税法違反の被疑事実で現行犯逮捕された。しかし、Aさんは、税関で摘発された当初から一貫して、リュックサックの中に覚せい剤が隠されていることを知らなかったと主張していた。来日したのは、インターネットのウェブサイトで知り合った恋人のEと会うためであり、リュックサックもEの知人から受け取ったものであって、自分は覚せい剤の認識はなかったと主張していた。

2 争点と特殊な点

本件の主な争点は、Aさんがリュックサックの中に覚せい剤が隠されていることを知っていたか否か(覚せい剤の認識の有無)である。

本件では、特殊な点が2つあった。

1つは、Aさんが所持していたリュックサックの中に、別のリュックサックが収納されていたことである(二重リュック)。もう1つは、Aさんが2カ月前の6月にも来日しており、その時にもクアラルンプールでEの知人から同じようなリュックサックを受け取り、日本で

別のEの知人に渡していたということである(二度の来日)。

3 弁護活動のポイント

(1) 捜査段階

連日接見してAさんを力づけ、Aさんが虚偽自白に追い込まれることを防止するとともに、供述調書に署名指印しないように助言した。

また、Aさんの供述を証拠化するために、被疑者ノートの差し入れ、弁護人供述録取書の作成、勾留理由開示請求を行った。

(2) 公判前段階

Aさんは、勾留延長満期に、上記罪名で起訴された。本件は裁判員裁判対象事件であり、公判が行われるまでの約1年間に、公判前整理手続が3回、打合せが11回行われた。

その間の弁護活動のポイントは、大きく2つあった。

ア 接見

1つは、接見を重ねて真相の把握に努めたことである。

この事案では、①二重リュックと、②二度の来日という、一見すると不合理な事実が存在する。①リュックを二重にしていたのは、覚せい剤の発見を防ぐための工作ではないか、②二度も同じようにリュックを受け取って来日しているのは、事情を知っている運び屋だからではないか、そのように疑われかねない事実である。そこで、Aさんが何故そのような行動をしたのかを、接見で聞き取り、分析していった。

その結果は、次のとおりである。

①二重リュックについては、Aさんは自分のリュックを持参してクアラルンプールに来たが、Eの知人から、「日本で買ったものを入れるのに便利だから」と言われて別のリュックを渡され、さらに、「リュックを1つにまとめれば持ち運びがしやすいから」と勧められて、受け取ったリュックに自分のリュックを収納したのであり、その結果、リュックが二重になっていたということが分かった。

②二度の来日については、Aさんは6月の来日時も8月の来日時も、Eから日本で会おうと誘われ、Eに会いたい一心で来日したのであり、Eやその知人がAさんに不審に思われないように巧妙に細工をしていたことが明らかとなった。

イ 証拠の収集

2つめは、証拠の収集である。

本件では、AさんとEが連絡を取り合っていたEメールがネット上に残されていたので、これを収集した。また、押収されたAさんの携帯電話にはE及びその知人の顔写真や着信履歴が記録されていたので、これらを閲覧し、解析報告書の開示を請求して、情報を分析する作業も進めた。さらに、Aさんの親族と連絡を取って、AさんがEと連絡を取り合っていたことや、来日した経緯などを聞き取った。

(3) 公判段階

本件は、密輸組織が巧妙に仕組みで、Aさんの恋愛感情を利用し、事情を知らないAさんに覚せい剤の隠されたリュックを日本に運ばせたものである（このような方法は、「ラブ・コネクション」と呼ばれている。）。公判では、この真相を、限られた時間の中で裁判員・裁判官に理解してもらう必要がある。そのために、以下の点に力を注いだ。

まず、冒頭陳述では、「Aさんは恋人のふりをしたEに騙された」「日本に覚せい剤を運び込むための道具として利用された」という本件のポイントを、裁判員・裁判官に印象付けた。

被告人質問では、Aさんから聞き取った事実を時系列に沿って整理した上で、長時間にわたって、問答式

で供述してもらうよう尽力した。

最終弁論では、[1] 検察官はAさんに覚せい剤の認識があったことを立証できていないこと、[2] Aさんが事情を知った運び屋だとすると、6月の来日の経緯を自分から話していることなど説明できない事実関係があること、[3] Aさんが恋人のふりをしたEら密輸組織の人間に騙されて、覚せい剤が隠されていると知らずにリュックを持参したと考えてこそ、リュックが二重になっていたことや、二度も同じように来日していること、リュックの背板部分から覚せい剤が発見されたときにAさんが「オーマイゴッド」とつぶやいたこと等の事実関係を合理的に説明できることを、論証した。

4 判決

判決では、Aさん及び弁護人の主張がほぼ全面的に認められ、覚せい剤の認識があったとするには合理的な疑いを入れる余地があるとして、Aさんは無罪となった。

検察官は控訴せず、無罪判決は確定した。

Aさんは、オーバーステイだったので、判決言渡し後に入管に収容され、退去強制手続を経て、祖国シンガポールに帰国した。

5 感想

本件で無罪判決を得られたのは、ひとえに、Aさんの公判廷供述が裁判員・裁判官に信用されたからだと思う。Aさんの供述は摘発当初からほぼ一貫しており、細部に至るまで非常に詳細で具体的であり、それを裏付けるEメール等の客観証拠も存在した。しかも、Aさんの供述態度には、Eらとのやりとりなど自分の体験した事実を分かってもらいたいという真剣さがにじみ出ている。その姿が、裁判員・裁判官の心を打ったのだと思う。

9月下旬に、シンガポールから国際電話があった。電話の相手は、Aさんだった。Aさんから帰国の報告を受けて、1年間の弁護活動が報われたことを実感した。